

平成 21 年度実施
法科大学院認証評価（追評価）
評 価 報 告 書

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科
法務専攻

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 8 章 教員組織	8

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学から追評価の申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

21年9月	書面調査の実施 教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査） 追評価専門部会の開催（本評価で満たしていないと判断された基準についての判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討、書面調査による分析結果の整理、訪問調査の実施の有無の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各追評価専門部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定、訪問調査の実施の有無の決定）
12月	追評価専門部会の開催（評価報告書原案の作成）
22年1月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価結果の確定）

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	上田廣一法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	学習院大学教授
渋 谷 卓 司	法務省法務総合研究所総務企画部付
瀧 澤 泉	司法研修所教官
滝 澤 正	上智大学教授
館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
永 井 和 之	中央大学総長・学長
中 森 喜 彦	近畿大学教授
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭 男	東京大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	近畿大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 本 高 志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加藤哲夫	早稲田大学教授
滝澤正	上智大学教授
舘昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
安永正昭	近畿大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会

(第2部会)

大塚浩之	読売新聞東京本社論説委員
坂本順彦	甲南大学教授
○潮見佳男	京都大学法科大学院長
渋谷秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
嶋津格	千葉大学理事
◎滝澤正	上智大学教授
徳田和幸	同志社大学教授
長井長信	北海道大学教授
宮城哲	当山法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	立教大学教授
○磯村保	神戸大学教授
奥田正昭	司法研修所教官
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
渋谷卓司	法務省法務総合研究所総務企画部付
平 覚	大阪市立大学教授
田中成明	関西学院大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において本評価で満たしていないと判断された基準を満たしている場合、当該法科大学院は、先の評価と併せて、機構が定める法科大学院評価基準に適合していることを記述しています。

なお、1つでも満たしていない基準があれば、機構が定める法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述することとしています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、本評価で満たしていないと判断された基準を含む章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

なお、「Ⅱ 章ごとの評価」のうち、追評価の対象としない基準に関しては先の評価時のものを記述しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成 21 年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に関して、追評価において基準8-1-1、基準8-1-2及び基準8-2-1を満たしており、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合している。

II 章ごとの評価

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、2 授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、平成 19 年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない」点については、教員組織の変更により改善され、問題点は解消しており、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、2 授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、平成 19 年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない」点については、教員組織の変更により改善され、問題点は解消しており、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「情報公開」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、人事委員会の議に基づいて研究科長が教授会に発議し、教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「教育上主要と認められる授業科目」を担当する教員

の選考手続には、専任教員の選考に関する規程が準用され、その他の教員の選考についても、教授会で審議されており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、平成19年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない」点については、教員組織の変更により改善され、問題点は解消しており、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念及び目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員5年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目における必修科目及び展開・先端科目のうち2授業科目であり、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法学部・経済学部事務部に事務職員が配置されているほか、法学部資料室に助手と非常勤職員が配置されている。

追評価において基準8-1-1、基準8-1-2及び基準8-2-1を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「情報公開」を通じて学内外に開示されている。
- 専門職大学院設置基準において求められている専任教員数12人に対して、法科大学院の教育理念及び目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

【改善を要する点】

- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった2授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。